

# 期限内の申告を 平成23年度市民税・都民税の申告

問 市民税課 ☎ 内線2342

2月16日(水)～3月15日(火)  
土・日曜日を除く午前9時～午後4時30分

受付場所 市役所第二庁舎、市政窓口

申告が必要と思われる方に、2月10日ごろに「市民税・都民税申告書」と「申告の手引き」を送付します。

## 申告に必要なもの

- ①平成23年度市民税・都民税申告書
  - ②平成22年中の収入を確認できるもの(源泉徴収票、支払調書など)
  - ③平成22年中に支払った金額を確認できる控除証明書など
- ※医療費、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民年金保険料、雑損、寄附金について控除する場合は、必ず支払額の分かる証明書・領収書を持参してください。

## 申告が必要な方

- 1月1日現在、市内在住で、
  - ①平成22年中に収入のあった方
  - ②市外に居住している人の税法上の扶養親族になっている方
  - ③収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない方
- 三鷹市内に事務所・事業所・家屋敷がある市外在住の方

## 申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②平成22年中の収入が給与のみで、勤務先が「平成22年分給与支払報告書」を市へ提出している方
  - ③平成22年中の収入が公的年金等のみで、支払者が「平成22年分公的年金等支払報告書」を市へ提出している方
  - ④市内に居住している人の税法上の扶養親族であり、かつ平成22年中の合計所得金額が35万円以下の方
- ※②③に該当する方でも、所得金額や控除金額が給与(公的年金等)支払報告書の内容と異なる場合には申告書の提出が必要です。特に扶養控除・寡婦(夫)控除・社会保険料控除などの適用を受ける場合は必ず申告してください。

## 郵送による申告ができます

- ①源泉徴収票など収入および所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方は、返信用封筒を利用し郵送で申告書を提出することができます。申告受付会場は大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。

●郵送先 〒181-8555市民税課

## 税理士による申告相談を行います

- △確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で、住宅借入金等特別控除がない方
- ※譲渡所得がある方は税務署でご相談ください。
- 2月16日(水)～23日(水)、2月28日(月)～3月14日(月)のいずれも土・日曜日を除く午前9時～11時、午後1時～3時
- 物 印鑑、平成22年中の収入などが確認できる書類や控除のための領収書など
- 所 市役所第二庁舎 申 当日会場へ

## 小規模納税者などの無料申告相談会

- 牟礼コミュニティセンター 2月9日(水)・10日(木)  
午前10時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
- 三鷹市公会堂別館 2月24日(木)・25日(金)  
午前9時30分～11時、午後1時～3時

- 物 印鑑、平成22年中の収入などが確認できる書類や控除のための領収書など
- 申 当日会場へ
- 問 武蔵野税務署個人課税部門 ☎0422-53-1311(自動音声案内により、税に関する一般的な相談は1を、申告相談会の確認などは2を選択)
- ※譲渡所得がある方や、書類の作成(相談)が複雑な方は、税務署での作成(相談)をお願いします。
- ※車でのご来場はご遠慮ください。

2月10日(木)まで受付中

## おむつ代の医療費控除 障害者控除の証明書を発行します

### ◆寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

△要介護・要支援認定を受けていて、寝たきり、尿失禁などの要件が介護認定資料で確認できる方  
※おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方に限ります。初めて控除を受ける方は、医師によるおむつ使用証明書が必要です。  
※確定申告などには、おむつ代の領収書も必要です。

### ◆65歳以上で障害者手帳などがいない方の障害者控除または特別障害者控除認定書

△65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、要介護・要支援認定を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方  
※広報みたか12月19日発行号2面に掲載した同記事について、対象者の記述に誤りがありました。お詫びして上記内容に訂正します。  
申 問 いずれも高齢者支援課(市役所1階12番窓口) ☎内線2624へ。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。発行には1週間程度かかります

## 三鷹市が第5回ファシリティマネジメント大賞(JFMA賞)最優秀賞(鶴澤賞)を受賞

問 都市再生推進本部 ☎内線2051

受賞事例:「協働のまちづくりとファシリティ・マネジメント -都市の再生とリノベーション 三鷹市の取り組み-」

1月18日、(社)日本ファシリティマネジメント推進協会から、第5回ファシリティマネジメント大賞(JFMA賞)で、三鷹市が昨年9月に応募した上記の取り組みが最優秀賞(鶴澤賞)を受賞したと発表されました。  
この受賞は、都市再生を市政の最重要課題ととらえ、第3次三鷹市基本計画(第2次改定)(平成20年3月)に位置付け、都市再生ビジョンを策定(平成21年3月)し、この間、①組織・体制を充実させながら、小・中学校やコミュニティセンターをはじめとした公共施設の耐震化に計画的に取り組んできたこと、②公共施設の更新・再配置の中核的業務である「市民センター周辺地区整備事業」などを市民のみなさんの参加と協力を得ながら、協働の取り組みとして実践してきたことなどが評価されたものと受け止めています。

くわしくは同協会ホームページ [HP](http://www.jfma.or.jp/index.htm) <http://www.jfma.or.jp/index.htm> をご覧ください。

※ファシリティマネジメント…施設を最適に保つために、計画的に維持・保全や整備を進める活動

## 平成23年度 三鷹駅南口周辺駐輪場の利用登録 受付期間:2月10日(木)まで

三鷹駅南口周辺駐輪場の自転車・50cc以下の原動機付自転車の利用登録を受け付けます。募集は年1回です。

◆駐輪場利用期間 4月1日(金)～平成24年3月31日(土)

◆案内書・申請書の配布

市役所1階市民ホール登録駐輪場受付窓口(平日の午前9時30分～午後4時)、市政窓口、駐輪場詰所(地図①・⑤・⑨、平日の午前7時～10時、午後3時～6時)で配布します。  
※利用対象者・申請に必要な書類など、くわしくは案内書をご覧ください。

◆利用登録手数料(1年間分、カッコ内は市外在住の方)

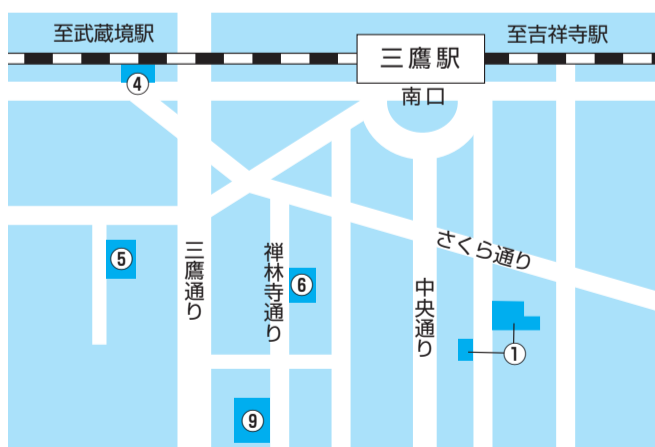
自転車:一般3,000(4,000)円、学生2,000(3,000)円  
原動機付自転車:一般4,000(6,000)円、学生3,000(4,000)円

※身体障害者手帳や愛の手帳などをお持ちの方、生活保護受給中の方などは、手数料が減免されます。

◆申請方法

2月10日(木)(消印有効)までに申請書と必要書類を「〒181-8555道路交通課」へ郵送、または市役所1階市民ホール登録駐輪場受付窓口、市政窓口へ持参。電子申請サービス [HP](https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/) <https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/> から申し込みができます(手数料の電子納付も可)。  
※申請は1人1通のみ。申込多数の場合は抽選を行い、結果は3月上旬に通知します。

問 道路交通課 ☎内線2883



駐輪場一覧

駐輪場番号	名称	所在地	台数
①	さくら通り駐輪場	下連雀3-21-30、3-28-13	1,650
④	けやき橋駐輪場	上連雀2-21-3	170
⑤	上連雀二丁目駐輪場	上連雀2-7-25	450
⑥	禅林寺通り駐輪場	下連雀3-37-26	350
⑨	禅林寺通り第2駐輪場	下連雀3-41-4	300(自転車) 100(原付)

## 前期武蔵野市利用登録駐輪場の申込受付

◆受付期間

2月7日(月)まで

◆利用期間

4月1日(金)～9月30日(金)

問 武蔵野市交通対策課

☎60-1860

